

# 男女共同参画通信

女性への暴力の根絶を訴えるパープルリボン

## 11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

### DVを知っていますか

DVとは「配偶者などの親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力」です。配偶者からの暴力を防止し被害者の保護等を図ることを目的として制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」は「DV防止法」と呼ばれることもあります。

### 暴力の例

一口に暴力といっても様々な形態が存在します。これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

|       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 身体的暴力 | 殴る、物を投げつける、髪をひっぱる、刃物などの凶器を体につきつけるなど |
| 精神的暴力 | 大声で怒鳴る、脅す、ばかにする、無視して口をきかないなど        |
| 性的暴力  | 性行為を強要する、避妊に協力しないなど                 |
| 経済的暴力 | 生活費を渡さない、仕事をやめさせる、借金を負わせるなど         |
| 社会的暴力 | 外出を制限する、交友関係を制限するなど                 |

### 問題の重要性

DV防止法において、被害者を女性には限定していません。しかし配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性です。配偶者からの暴力などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題です。暴力の原因としては、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済格差などの構造的問題も大きく関係しています。男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提として、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことなのです。

### 早めの相談が問題解決への第一歩です

DVは家庭内で起きていることから、被害者が周りの人に被害を打ち明けることは簡単なことではありません。誰にも言えない、そんなときはご相談ください。秘密は守られます。

DV相談ナビ  
#8008

DV相談プラス  
0120-279-889

警察相談専用電話  
#9110

性犯罪・性暴力被害者のための  
ワンストップ支援センター  
#8891《内閣府》

性犯罪被害相談電話  
#8103《警察庁》

人権イメージキャラクター 人KEN まもる君

人KEN あゆみちゃん



## 「女性の人権ホットライン」



「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します

### 【強化週間】 11月12日(木)～18日(水)

「女性の人権ホットライン」にダイヤルすると、最寄りの法務局、地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

#### ▶ひとりで悩まず電話してください◀

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカ行方など、一人で悩まず、お気軽に「女性の人権ホットライン」にご相談ください。また、皆さんの周りで被害に苦しんでいる人がいるときも、「女性の人権ホットライン」で相談ができることを紹介してください。相談をお待ちしております。

女性の人権ホットライン  
ゼロ ナナゼロのハートライン  
0570-070-810

#### 【強化週間期間中の受付時間】

(平日) 午前8時30分～午後7時

(土・日曜日) 午前10時～午後5時



## リプロダクティブ・ヘルス/ライツって？

リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを享受する権利のことです。

具体的に言うと、人々が政治的・社会的に左右されず、「子どもを持つ」「持たない」を決める自由を持ち、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由に決定でき、そのための健康を享受できること、またそれに関する情報を手段を得ることができる権利のことです。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツが示す権利を獲得することは、全ての人々がジェンダーに基づく暴力などによって傷つけられず、身体・性によって正しい知識を持ち、生涯にわたって選択が尊重される社会を創造するために必要です。